6　防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、救急救命処置手当が支給される職員の範囲の拡大等を行うこととした。（別表第五関係）

三　施行日等

1　関係政令について所要の改正を行うこととした。

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**国家公務員法等の一部を改正する法律及び国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令**（政令第一二八号）（内閣官房）

一　関係政令の整備等関係

検察庁法施行令その他の関係政令について、所要の規定の整備等を行うこととした。（第一条及び第二条並びに第四条～第一〇条関係）

二　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係

定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について所要の規定の整備を行うとともに、当該特例措置について所要の経過措置を定めることとした。（第三条関係）

三　経過措置関係

1　暫定再任用職員等である組合員又は組合員であった者に対する国家公務員共済組合法施行令の適用について所要の経過措置を定めることとした。（第一一条関係）

2　内閣総理大臣への事後の再就職の届出に係る職員の退職管理に関する政令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の適用について所要の経過措置を定めることとした。（第一二条関係）

四　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第一二九号）（総務省）

1　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）について普通地方公共団体の委員会等が定年前再任用短時間勤務職員の任用等の基準に関する規則の制定等を行う場合に当該普通地方公共団体の長への協議を要することとする等関係政令の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一三〇号）（農林水産省）

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係

東日本大震災に係る中小漁業融資保証法等の特例の適用期間を令和五年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令等の特例の適用期間を令和五年三月三一日まで延長することとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**医師法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三一号）（厚生労働省）

1　大学が行う臨床実習において、医学を専攻する学生が行うことができない医業は、処方箋の交付とすることとした。（第一三条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定**（条約第一号）（外務省）

この協定は、日本国とスウェーデンとの間で年金制度への強制加入に関する法令について適用の調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金を受給する権利を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険とし、スウェーデンについては、疾病補償及び活動補償、所得に基づく老齢年金及び保証年金、遺族年金及び遺児手当並びにこれらに関する法令に係る社会保障の保険料に関する法令とする。（第二条関係）

㈡　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けており、又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であって一方の締約国内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

㈠　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

㈡　一方の締約国の制度に加入し、かつ、他方の締約国内に一時的に派遣される被用者については、その派遣期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。また、一方の締約国の制度に加入し、かつ、他方の締約国内で自営業者として一時的に就労する者については、その自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第七条関係）

㈢　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。（第一〇条関係）

3　給付に関する規定

㈠　一方の締約国の実施機関は、当該一方の締約国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。（第一三条関係）

㈡　第一三条の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合における当該給付の額の計算の方法等、日本側にのみ適用される特別の事項について定める。（第一四条～第一六条関係）

㈢　第一三条の規定により支給される付加年金としての所得に基づく年金の額を計算するに当たって、スウェーデンの法令による保険期間のみを考慮する等、スウェーデン側にのみ適用される特別の事項について定める。（第一七条及び第一八条関係）

4　雑則

㈠　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定等を実施する目的のためにのみ使用し、法令その他関連する法律及び規則等により保護される。（第二二条関係）

㈡　協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国による協議により解決する。（第二五条関係）

㈢　協定は、効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。協定の実施に当たっては、協定の効力発生前の保険期間等についても考慮する。協定が効力を生ずる時まで一方の締約国内で就労していた者であって他方の締約国の法令の適用を受けていたものについては、協定の効力発生の日に派遣の期間又は自営活動の期間が開始したものとみなす。（第二七条関係）

㈣　協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面により協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第二八条及び第二九条関係）